

(仮称)岩倉市市民参加条例の 検討手引き [総則編]

No.24～27

（仮称）岩倉市市民参加条例の検討手引き〔総則編〕

No. 24

検討項目	目的、定義
論 点	☐ 目的に盛り込む内容についてどうしますか。 ☐ 定義していく用語は充分ですか。

参考：岩倉市の場合

◆目的

検討中の条例は、岩倉市自治基本条例に基づいたものであり、目的は第10条「市民参加手続」及び「協働」と第12条「住民投票」について、具体的に実行するためのルールを規定していくものとなります。

◆定義

用語の定義について、岩倉市自治基本条例第3条に既に規定されているものについては、踏襲していくことになります。定義されていない用語については、新しく定義します。

●市民参加の手続の方法は、新たに定義していきます。

「審議会等」「意見交換会」「公聴会」「市民討議会」「パブリックコメント手続」

「政策提案制度」「市民登録制度」「アンケート」等

●住民投票について定義するかどうか検討する必要があります。

○岩倉市自治基本条例第3条では、以下のように用語が定義されています。

(1)市民	市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体をいいます。
(2)執行機関	市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
(3)市	市民、議会及び執行機関によって構成され、それぞれの役割と責務の下、総合的に行政を行う地方自治体をいいます。
(4)市政	市が行う政治及び行政をいいます。
(5)協働	市民、議会及び執行機関が、主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。
(6)まちづくり	市民が幸せに暮らしていけるよう、魅力的なまちにしていけるための活動及び事業をいいます。
(7)地域団体	行政区、子ども会、老人クラブ、婦人会など、地域で生活することを縁とし、地域での生活場面を通してつながりを持って活動を行っている組織をいいます。
(8)市民活動団体	特定のテーマに対する共感によってつながりを持つ非営利団体をいいます。
(9)市民自治活動	市民が自主的に行うまちづくりのための多様な公益的活動をいいます。

（仮称）岩倉市市民参加条例の検討手引き〔総則編〕

No. 25

検討項目	市民参加の基本原則
論 点	☐ 基本原則は必要ですか。

●基本原則

市民参加条例では、基本原則を規定している自治体があります。基本原則とは、市民参加の手續を実施するにあたり、各主体が配慮すべき基本的なルールです。

各主体の役割については、別に検討します。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
基本原則	○	○	—	—	—	○	○
(内容)							
情報の発信と共有	○	○	—	—	—	○	○
参加機会の保障	○	○	—	—	—	○	○
検討結果の明示	○	—	—	—	—	—	—
相互理解と尊重	○	○	—	—	—	○	○
早い時期からの参加	○	○	—	—	—	—	—

（仮称）岩倉市市民参加条例の検討手引き〔総則編〕

No. 26

検討項目	各主体の役割
論 点	☐ それぞれの役割と責務をどう規定しますか。 ☐ 必要な場合、どう規定しますか。

参考：他の自治体では

多くの市民参加条例及び協働に関する条例において、それぞれの主体の役割や責務が規定されています。条例の実効性を向上させるため、主体の役割を規定することはとても重要です。

岩倉市自治基本条例では、「協働のまちづくりを推進していくことにより市民自治を推進していく」という目的のもと、協働の視点で、既に各主体の役割について規定しています。

●市民参加条例における各主体の役割

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
市民	○	—	○	○	—	○	○
執行機関	○	○	○	○	—	○	○
議会	—	○	○	○	—	—	—

◆市民と執行機関の役割と責務

50～51 ページに、市民と執行機関の役割と責務について「岩倉市自治基本条例」、「岩倉市市民協働ルールブック」、他市の「市民参加条例」と「協働に関する条例」の中での規定状況についてまとめています。

◆議会の役割

52 ページに、議会の役割について記述しています。

参考:他の自治体では

①市民の役割

岩倉市自治基本条例	(市民の役割と責務) 第6条 市民は、自治の担い手であることを自覚し、互いを尊重し、協力して、まちづくりを推進するよう努めるものとします。 2 市民は、市政及びまちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持ち、公共の福祉に反しないようにするとともに、次世代及び市の将来に配慮するものとします。 3 市民は、行政サービスその他行政の執行に対して応分の負担をするものとします。	
岩倉市市民協働ルールブック	①情報の収集	地域で抱えている課題やまちで起こっていることを「自分のこと」として認識して、一人一人の市民がまちづくりに少しでも関心を持つため、新聞、広報いわくら、市のホームページや様々な機会を通じて、まちの情報を収集することが大切です。
	②地域活動への参加	自らがまちづくりの主体であることの認識と自覚を持ち、市民同士で学び合い、育ち合いながら、自分の住む地域の活動に関心を持って、自主的かつ主体的に参加するよう努めることが大切です。
	③市民活動・社会貢献活動への参加	自分の持つ知識や能力を、市民活動やボランティアなどの社会貢献活動に生かしていこうという姿勢を持つことが大切です。
	④市民の声を届ける場への積極的な参加等	自分が住んでいる地域をより良くするために、市民の声を市や地域団体などに届ける場に積極的に参加し、考え方の異なる人との対話を重視しながら、建設的な意見表明を行うよう努める必要があります。 また、自分の困りごとは、自分だけの問題にとどまらない地域の困りごとであることも少なくないことから、困りごとを自分だけで抱え過ぎずに相談をするなど声を発することも大切です。
市民参加条例(他市)要約	①情報の収集	・ 市政への関心を深め、市民参加に関して理解を深める
	④市民の声を届ける場への積極的な参加	・ 市の機関や議会と協働し、市政への積極的な参加に努める ・ 施策等の企画立案及び評価の過程において、公共の利益を考慮し参加する
	⑤その他	・ 互いの意見、立場を尊重する ・ 自らの発言と言動に責任を持つ ・ 自治の担い手としての自覚を持つ ・ 参加できない市民に対しての説明責任を果たす
協働条例(他市)要約	①情報の収集	・ 社会に関心を持つ ・ 地域への関心を深める
	②③地域活動、市民活動、社会貢献活動への参加	・ 自らが有する知識、経験、能力を生かして、市民活動を行う ・ 市民公益活動に進んで参加する ・ 自らの役割を踏まえ、身近な地域コミュニティ団体の活動に参加する
	④市民の声を届ける場への積極的な参加	・ 地域社会の一員として市政に参画する ・ 身近な地域及び市政に関する関心を自ら高め活動する ・ 非営利公益活動に関する理解を深め、その活動に協力する ・ 積極的に協働と参画のまちづくりに努める
	⑤その他	・ まちづくり、市民協働に関する理解を深める ・ まちづくりにおける自らの立場、責任を自覚する ・ 自主性・自律性を尊重する ・ 自らができることを考えて行動する ・ 自発的で自主的な市民活動への参加、協力する

参考:他の自治体では

②執行機関の責務、役割

岩倉市自治基本条例	(市長の役割と責務) 第8条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営しなければなりません。 2 市長は、第4条に規定する自治の基本原則に基づき、まちづくりを推進し、市民からの信託に応えなければなりません。 3 市長は、市民の夢を育て、実現する存在でなければなりません。	
岩倉市市民協働ルールブック	①情報の提供・共有	市民活動やまちの動きを的確に把握するとともに、事業計画や進捗状況などをわかりやすく情報提供し、市民や市民活動団体等との情報共有に努める必要があります。
	②協働の環境条件の整備	市民活動に対する支援体制や活動拠点の整備・充実、市民活動団体等とのネットワーク構築などによって、協働しやすい環境条件を整える必要があります。
	③参加・参画機会の充実	多くの市民や市民活動団体等が市の事業に参加できるよう、参加機会の充実を図ります。また、企画計画段階から市民が積極的に関わられるような体制を整備する必要があります。
	④人材の育成	各種講座や講演会などの学習の場を通して、市民同士で学び合い、育ち合う機会を提供して、市民自治やまちづくりの担い手を発掘・養成していく必要があります。
	⑤職員の協働意識の醸成と市民との信頼関係の構築	協働に関する職員研修の開催や地域の活動への参加促進により、職員の協働意識の醸成に努める必要があります。また、市民活動の現場に足を運び、市民との対話を積極的に行うことによって、市民との信頼関係を構築することが大切です。
	⑥協働に対する理解促進	講演会の開催や協働事例のPRなどを行い、協働に対する理解と実践意識を浸透させていく必要があります。
市民参加条例(他市)要約	①情報の提供・共有	・市民に積極的に情報を提供する。
	②協働の環境条件の整備	・市民協働の推進のための環境整備に取り組み、総合的に施策を策定・実施する ・市民や議会と協働し、市政の公平、公正で効率的な運営を行う
	③参加・参画機会の充実	・市民が参加しやすい市民参加の機会を提供する ・市民参加の手続により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努める ・市民が年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民参加の機会を得るように努める
	⑦その他	・市民参加手続により述べられた意見等に対する検討結果について、速やかに公表する ・市民の意向を的確に把握し、施策に反映する
協働条例(他市)要約	①情報の提供・共有	・市民協働の推進に必要な情報を積極的に提供し、広く意見を求める ・市民自ら地域における課題について考え、行動できるよう情報を共有する
	②協働の環境条件の整備	・市民協働を推進するための環境整備に努める ・市民活動が円滑に推進されるよう環境を整備し、必要な支援の措置を講じる
	④参加・参画機会の充実	・市民からの市民協働に関する働きかけに対し適切に対処する ・市民自ら地域課題の解決に向けて取り組めるよう必要な施策を講じる ・市民による地域活動の自主性、自律性を尊重する
	⑦その他	・職員に対する啓発、研修等を実施し、認識を深めるよう努める ・団体の総合調整に取り組む。

参考:他の自治体では

◆議会の役割

検討中の市民参加手続は、執行機関の施策等における市民参加の場面を想定していますが、議会の役割を規定している自治体もありますので、検討が必要です。

議会の議員の役割と責務について、**岩倉市自治基本条例**では、以下のように規定しています。

(議会及び議員の役割と責務)

第7条 議会は、市民の信託を受けた議員によって構成される唯一の議決機関として、地域の課題及び市民の多様な意見を踏まえ、より良い市民生活、市民福祉及び市政の発展をめざして、政策を立案する機能及び執行機関を監視する機能を十分に発揮するよう努めなければなりません。

2 議員は、選挙で選ばれた市民の代表としての自覚と責任の下、絶え間ない自己研鑽により資質能力の向上に努め、市民からの信託に応える公平・公正・透明な開かれた議会運営に努めなければなりません。

3 その他、議会及び議員の基本理念及び基本的事項については、別に条例で定めるものとします。

上記の第3項に規定されている別に定める条例として、**岩倉市議会基本条例**があります。

この条例の第10条において、議会が市民の参加を求める方法として「参考人制度」や「公聴会制度」、「請願・陳情」を規定しています。

(目的)

第1条 この条例は、議会と議員の基本理念及び基本的事項を定め、二代表制のもと議会と議員の役割を明らかにすることにより、市民と共に議会の活性化を図り、より良い市民生活、市民福祉及び市政発展に寄与することを目的とする。

(市民参加及び市民との連携)

第10条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。ただし、法に規定する秘密会を除く。

2 議会は、法の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づけるとともに、その審議においては、これら提案者の意見を聴く機会を設けるものとする。

4 議会は、市民等との意見交換の場を設けるものとする。

●他市の状況

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
議会の役割	—	○	○	○	—	—	—

●議会基本条例にのっとり市民参加

流山市と日進市では、「議会基本条例にのっとり、議会における市民参加を促進する」よう規定しています。また、流山市は、「議会における市民参加の手続については、議会で定める」こととしています。

和光市では、「議会は市民と情報の共有を図り、市民や市の機関と協働し、市民参加を進めるよう努める」ことを規定しています。

（仮称）岩倉市市民参加条例の検討手引き〔総則編〕

No. 27

検討項目	見直し
論 点	□条例の見直しについてどう規定しますか。

参考：他の自治体では

◆見直し

（仮称）市民参加条例では、市民参加について新たな制度やルールが数多く定められているため、実際に条例が施行され、運用される中でより良いものにしていく必要があります。そのため、見直しについて検討をする必要があります。

他市の状況を見てみると、「社会情勢や市民参加の状況の応じて見直す」としている自治体が多く見受けられます。また、日進市は、市民自治活動に関する条例でもあるため、「市民参加の下に検証する」としています。

条文中に見直し期間を設定している自治体はありません。大和市は、附則において規定しており、施行の日から3年以内に見直すものとしています。

	大和市	流山市	和光市	日進市	江南市	稲沢市	安城市
見直し	○	○	○	○	—	—	○
期間	3年以内	なし	なし	なし	—	—	なし

※大和市は、附則第4項にて規定しています。

参考：岩倉市の場合

岩倉市自治基本条例では第25条において、条例の実効性の確保の中で、以下のように規定されています。

（実効性の確保）

第25条 市長は、市政がこの条例に基づいて行われているかどうかを検証し、その結果を公表するとともに、協働によりその改善に努めるものとします。

2 市長は、この条例が社会情勢又は岩倉市の状況に適しているかどうかを、5年を超えない期間ごとに協働により検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じるものとします。

3 市長は、市長の附属機関として、この条例を検証し、市民自治によるまちづくりに関する基本的事項について審議するため、岩倉市自治基本条例審議会（以下「審議会」といいます。）を置きます。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとします。